

## < 參考資料 >



調査対象事業者様

神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

神奈川県産業廃棄物総合実態調査の実施について（依頼）

処暑の候、皆様方にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本県では、廃棄物の発生及び処理状況等を的確に把握し、廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進等に関する行政施策の検討に活用するため、株式会社グリーンエコに委託して神奈川県産業廃棄物総合実態調査を実施することといたしました。

つきましては、貴事業所を調査対象事業所とさせていただきますので、御多用の折、誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、御回答いただきました内容につきましては、統計調査の目的以外に利用することはありません。

1 回答期間

令和 7 年 9 月 30 日まで

2 回答方法

(1) 郵送による方法

調査票に御記入の上、同封の返信用封筒（切手不用）を用いて御返送ください。

(2) 電子メールによる方法

以下の Web ページから調査票をダウンロードして御入力の上、「3 調査に関する問合わせ先」に記載のアドレスへ御回答ください。

<https://www.gr-eco.co.jp/kanagawa-sp/DL.html>

(3) Web による方法

以下の Web ページにアクセスの上、御回答ください。

<https://www.gr-eco.co.jp/kanagawa-sp/login.php>

（調査票に記載してある ID 及びパスワードが必要です。）

3 調査に関する問合わせ先

株式会社グリーンエコ（神奈川県委託業者）

大阪府大阪市中央区南船場 1-17-11 上野 BR ビル 4F

電話 0120-380-121（問合わせ専用フリーダイヤル）

（受付時間：9:00～12:00・13:00～17:00、土曜・日曜・祝日を除く。）

電子メール [kanagawa-sp@gr-eco.co.jp](mailto:kanagawa-sp@gr-eco.co.jp)（問合わせ用及び回答用アドレス）

廃棄物処理法（法第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 8 項）で定める「多量排出事業者」の皆様へ

多量排出事業者に該当する事業所におかれましては、お手をかけますが、法第 12 条第 8 項、第 12 条の 2 第 9 項に基づく実施状況報告書とは別に、本調査につきましても御協力をお願いします。

問合せ先

（1）調査の目的、趣旨について

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課調整グループ

電話 (045)210-4150 担当 枝浪

電子メール shigen-kikaku@pref.kanagawa.jp

（2）調査票の記入方法について

株式会社グリーンエコ 神奈川県廃棄物総合実態調査 担当

電話 (0120)380-121

電子メール kanagawa-sp@gr-eco.co.jp





# 神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その2)

対象事業種別(産業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、製塩業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売・小売業、専業業、生活関連サービス業・娯楽業)



②の回答による分岐(シケル)が入りかたされる場合、⑦を入りかたしてください。その説明で回答してください。着色を願います。( )

- S 1 : 処理業者の処分場を直接処理立処分した(中間処理を経由しない)
  - ③④を回答
- S 2 : 処理業者で直接処理立処分した(中間処理を経由しない)
  - ③④を回答
- S 3 : 処理業者で中間処理(焼却化、リサイクルを含む)を委託した
  - ③-①④及び再生利用している場合は⑤を回答
- S 4 : 処理業者で中間処理(焼却化、リサイクルを含む)を委託した
  - ③-①④を回答
- S 5 : 廃品回収(資源)業者(専業業者等)で処理した
  - ③を回答
- Q 1 : 自社の処分場で処理立処分した
  - ②を回答
- Q 2 : 売却できるものを自社で再利用した
  - ②を回答
- Q 3 : 売却できないものを自社で再利用した
  - ③④⑤を回答
- Q 4 : 売却(利益があった)した
  - ③④⑤を回答
- Q 5 : 自社で処理している
  - ③④⑤を回答
- R 1 : 市町村の処分場で処理立処分した
  - ③-①④及び再生利用している場合は⑤を回答
- R 2 : 市町村の清掃工場等で処理した(ごみ収集に出すことも含む)
  - ③-①④を回答
- R 3 : 市町村の清掃工場等でリサイクルした
  - ③-①④を回答
- Z 1 : 産廃等の廃上り物として処分した
  - ③-①④及び再生利用している場合は⑤を回答
- Z 2 : 知人の所有物として処分した
  - ③-①④及び再生利用している場合は⑤を回答
- Z 3 : 産地・河川敷・山脈などで処分した
  - ③-①④及び再生利用している場合は⑤を回答
- Z 4 : 納入業者等に下取りしてもらった
  - ③を回答
- Z 5 : その他
  - ※その場の回答内容に記す

## ブロック1 (廃棄物の発生状況)

説明	①発生物の名称		②発生物の発生状況		③年間発生量 単位
	品名	数量	発生場所	発生時期	
事例 A	紙くず	120 t	100 t		100 t
事例 B	紙くず	50 t	50 t		50 t
事例 C	紙くず	1000 kg	1000 kg		1000 kg
事例 D	紙くず(紙くず、おがくず、かんなくず、バーブ類、ガ、ペ、ニ、ス、ニヤ、ボ、ド)	10 t	10 t		10 t
事例 E	無機性汚泥	50 t	50 t		50 t
事例 F	無機性汚泥	10 t	10 t		10 t

事例 A : 紙類の加工の際に紙類が紙くずが年間150t発生した。  
 このうち、100tを焼却炉にある開口に売却した。  
 残りの50tを焼却炉にある(有)△△に売却した。  
 ※どちらの相手先も焼却炉として利用している。

事例 B : 月平均一斗缶5本くらいは焼却炉が発生した。  
 ※焼却炉の稼働率に年間1.000kgである。  
 (10kg×5本×12ヶ月)  
 ※これは、焼却炉の再生業者××商店に処理を委託して利用している。  
 ※相手先では、油水分離機、燃料として利用している。  
 ※常取戻は、500kg程度で自社の処分場(焼却炉)に埋めている。

事例 C : プラスチック製品が500kg発生した。  
 これは、川崎市の再生業者××に処理を委託した。  
 ※委託先では、粉砕して50kgを7t燃料とし、50kgを燃料としている。  
 ※相手先では、油水分離機、燃料として利用している。  
 ※水くずが年間10t発生した。  
 ※自社の焼却炉で委託先で処理した。  
 ※常取戻は、500kg程度で自社の処分場(焼却炉)に埋めている。

事例 D : 水くずが年間10t発生した。  
 ※自社の焼却炉で委託先で処理した。  
 ※常取戻は、500kg程度で自社の処分場(焼却炉)に埋めている。

## ブロック2 (自己処理状況)

説明	④処分方法		⑤処分方法		⑥処分方法	⑦処分方法	⑧処分方法	⑨処分方法	⑩処分方法
	1次処理	2次処理	3次処理	その他					
事例 A	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 B	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 C	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 D	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 E	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 F	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別

## ブロック3 (発生した廃棄物の処理方法)

説明	①発生物の名称		②発生物の発生状況		③発生物の発生量 単位	④処分方法	⑤処分方法	⑥処分方法	⑦処分方法	⑧処分方法	⑨処分方法	⑩処分方法
	品名	数量	発生場所	発生時期								
事例 A	紙くず	120 t	100 t		100 t	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 B	紙くず	50 t	50 t		50 t	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 C	紙くず	1000 kg	1000 kg		1000 kg	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 D	紙くず(紙くず、おがくず、かんなくず、バーブ類、ガ、ペ、ニ、ス、ニヤ、ボ、ド)	10 t	10 t		10 t	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 E	無機性汚泥	50 t	50 t		50 t	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別
事例 F	無機性汚泥	10 t	10 t		10 t	選別	選別	選別	選別	選別	選別	選別

事例 E : 排水処理汚泥が発生した。  
 ※自社の施設で排水を行い、排水後の残さが10t(含水率85%)であった。  
 ※排水後の残さを、市町村の再生業者××に処理を委託した。  
 ※委託先では、粉砕して50kgを7t燃料とし、50kgを燃料としている。  
 ※相手先では、油水分離機、燃料として利用している。  
 ※水くずが年間10t発生した。  
 ※自社の焼却炉で委託先で処理した。  
 ※常取戻は、500kg程度で自社の処分場(焼却炉)に埋めている。

事例 F : 特定有害汚泥と排水処理汚泥が100t発生した。  
 ※特定有害汚泥は年間10t発生し、自社での中間処理は行わず、大和町に処理委託を保留する△△産業に依頼、選別及び中間処理を委託した。  
 ※排水処理汚泥は、焼却炉内の最終処分場で選別処分している。  
 ※業者では、焼却炉内の最終処分場で選別処分している。  
 ※また、排水処理汚泥は、選別後の100tを自社の施設で排水・乾燥し、処理後の残さ25tは、焼却炉内に処分委託を保留する×××(株)で直接処理立処分した。

選択リスト1

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種類	分類番号	具体例
汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥	製紙汚泥、活性汚泥(糸割汚泥)、ビルビット汚泥(屎を含むものは除く)、紫色廃水処理汚泥、クローニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残渣、その他泥状を呈する有機性産業廃棄物
	下水汚泥	下水汚泥
無機性汚泥	0211	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研削汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、草葎廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、廃ソートプラスト、廃サントプラスト(染料かす等を含むもの)、炭酸石灰、赤泥、ガラス研削汚泥、その他泥状を呈する無機性産業廃棄物
	建設汚泥	建設高含水汚泥、ベントナイト汚泥
上水汚泥	0222	上水汚泥
	0230	石綿(アスベスト)を含むもの
一般廃棄物	0311	エンジンオイル、機油、グリソ、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、潤滑油、原油、魚油、魚油、鶏油、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、ごね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	0312	動物性油脂
廃油	0320	アルコール類、ケトン、洗淨油
	0330	アスファルト、ターピッチ類、ハロゲン化炭素、固形脂肪酸、クレヨン、バスタルタンクドラッグ、オイルラッシュ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
油付着物等	0340	油のしみたフェス、油紙くず、塵埃油材、塵アール材、クレオソール廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス
	0350	塩酸、硫酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルホアミン酸、ケイフッ酸、酸洗淨液、エッチング廃液、着色酸性廃液(漂白液せき工程、染色工程)、クロメート廃液
無機性の酸性廃液	0400	写真定着廃液
	0401	写真定着廃液
有機性の酸性廃液	0402	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵液、アミノ酸発酵液
	0500	アルカリ性洗淨液、洗ひん用液、石炭酸液、腐敗汁、アルカリ性メッキ液、ドロマイト液、紫色排水(精練工程、シルケット加工)、黒液(ナップ蒸餾液)、脂酸液(金属表面処理)、硫化ソーダ液
写真相像廃液	0501	写真相像廃液
	0610	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維
合成繊維	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP廃物
	0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
熱可塑性樹脂	0613	フェノール樹脂(ベークライト)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂
	0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ライカールかす、廃ポリマー、廃ニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電線皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管
プラスチック製品くず	0620	廃タイヤ
	0621	プラスチックくず、ライニングくず、面陰ラテックス
合成ゴム	0615	タイヤ
	0616	農業用プラスチック
産業用プラスチック	0638	石綿(アスベスト)を含むもの
	0700	印刷用紙、製紙くず、段ボール
紙くず	0800	木くず、おがくず、かんばくず、バーンくず、パルプ類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
	0801	防塵・防虫木材、薬液処理木材、OGA処理木材
繊維くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの)
	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰の不良品、乳製品精製残渣、卵から、貝殻、羽毛
動物性残さ	1002	ソーダかす、醬油かす、こしかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、茶かす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良品、果物の皮、種子、野菜かす、菓なかす、油かす、パンくず、原料くず
	1100	ゴムくず、エポキシ樹脂くず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
金属くず	1201	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、ブリキくず、トタンくず、空き缶(鉄製のもの)
	1202	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
合金金属くず	1203	白鉄にて分別選別を行なかつたものや分別不可能なもの
	1301	自然電球、窓ガラス、びん類、ガラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
ガラスくず	1302	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	1303	石膏ボードくず
コンクリートくず及び陶磁器くず	1304	コンクリート製品くず
	1338	石綿(アスベスト)を含むもの
廃砂	1401	珪物砂、サントプラスト廃物(塗料かす等を含むものを除く)
	1402	高炉水さい、高炉の残渣、平炉の残渣、転炉の残渣、電気炉の残渣、い、キューボラのドロ、ドロ、カブリ
鉱さい	1403	不良鉱石、ボタ、粉塵かす、鉱じん、破石くず

種類	分類番号	具体例
破片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	1520	アスファルトコンクリートの破片
新築、廃アスファルト	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
	1538	石綿(アスベスト)を含むもの
建設混合廃棄物	1532	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
	1003	土着場から生ずる畜畜に係る固形物の不要物、畜畜処理場から生ずる畜畜に係る固形物の不要物
動物のふん尿	1800	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとり、うさぎ、馬のふん尿
	1900	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
動物の死体	1600	集じん器捕集ダスト、煙道・煙突・冷却器に付着堆積したくず
	0100	石炭酸、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンガなど
燃え殻	0101	《注意》可燃ごみを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「くず」、 「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
	0101	炭質性炭・廃カーボン
産業廃棄物を処分するために処理したものの(産業廃棄物処理法施行令第2条13号)	2000	有害汚泥のコンクリート固型化合物
	9010	廃自動車破砕物、産業機械器具破砕物
シレックス	2101	水銀を15mg/kgを超えて含む汚泥、漆酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、燃え殻等
	9020	「次の産業廃棄物は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください」
その他種類	9021	廃プリンター
	9022	9030
分級番号	9031	9040
	9040	2102

2. 特別管理産業廃棄物

種類	分類番号	具体例
揮発性廃液	0318	除えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、トルエン、キシレン、エーテル
	0408	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃液
強アルカリ性廃液	0508	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ
	8098	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液等が付着した綿糸、メス、試験管、シリンジ、ガラスくず等、血液等が付着した試験管、手術用手袋等、病原微生物に感染した試験管、検査等に用いられたもの(試験管、シリンジ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等
特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
	0219	特定有害物質を含む有機性汚泥
特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む無機性汚泥
	0319	特定有害物質を含む廃油
特定有害廃油	0409	特定有害物質を含む油性廃液
	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃アルカリ	1308	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
	1409	特定有害物質を含む鉱さい
特定有害鉱さい	1609	特定有害物質を含むばいじん
	2103	特定施設において生じた廃水銀等
廃PCB・PCB汚染物	9050	PCBを含む産業廃棄物
	9050	PCBを含む産業廃棄物

選択リスト2

A	廃却
B	脱水
C	天日乾燥
D	機械乾燥
E	油水分離
F	中和
G	破砕
H	分級
I	圧縮
J	溶融
K	切断
L	焼成
M	堆肥化(発酵)
N	蒸気回収
T	金属(鉄)回収
U	非鉄金属回収
V	濃縮
W	油化
X	メタン発酵
Z	その他

選択リスト3

※プラチックを再生利用した場合は、R30及びR31、R140は選択しないでください。  
 ※プラチック以外を再生利用した場合は、R80～R83は選択しないでください。

R10	鉄鋼原料
R20	非鉄金属等原材料
R30	【プラ以外】燃料(ガス化・油化等による燃料としての再生)
R31	【プラ以外】固形燃料
R41	肥料
R42	飼料
R43	土質改良材
R50	土木・建設資材
R61	再生木材
R60	パルプ・紙原材料
R70	ガラス原材料
R80	【プラのみ】マテリアルサイクル(プラ原料化、プラ製品化)
R81	【プラのみ】ケミカルサイクル(原料・モナー化、高炉還元剤、ガス化・油化(RPFガスを含む)化学原料(再利用として))
R82	【プラのみ】燃料化(固形燃料化(RPF化など)、セメント原料・燃料化(セメント精製過程における燃料使用のみ)、ガス化・油化(燃料としての再生))
R83	【プラのみ】その他(再活用(緑化資材等)に再利用等)
R90	【プラ以外】セメント原材料
R100	再生油・再生溶剤
R110	中和剤
R120	車線回収
R130	木炭
R140	【プラ以外】その他

選択リスト4

S1	処理業者の処分場で直接埋立処分した(中間処理を経由しない)
S2	処理業者で直接海洋投棄処分した(中間処理を経由しない)
S3	処理業者に中間処理(資源化、リサイクルを含む)を委託した
S4	廃品回収(資源)業者(専ら業者等)で処理した
Q1	自社の処分場で埋立処分した
Q2	売却できるものを自社で再利用した
Q3	売却できないものを自社で再利用した
Q4	売却(利益があった)した
Q5	自社で保管している
R1	市町村の処分場で埋立処分した
R2	市町村の清掃工場(資源化)で処分した(ごみ収集に出すことも含む)
R3	市町村の清掃工場(リサイクル)した
Z1	農地等の高上げ材として処分した
Z2	知人の所有地で処分した
Z3	農地・河川敷・山林で処分した
Z4	農業者等に下取りしてもらった
Z5	その他

選択リスト5

1	再生利用・リサイクルしている。
2	埋立処分している。

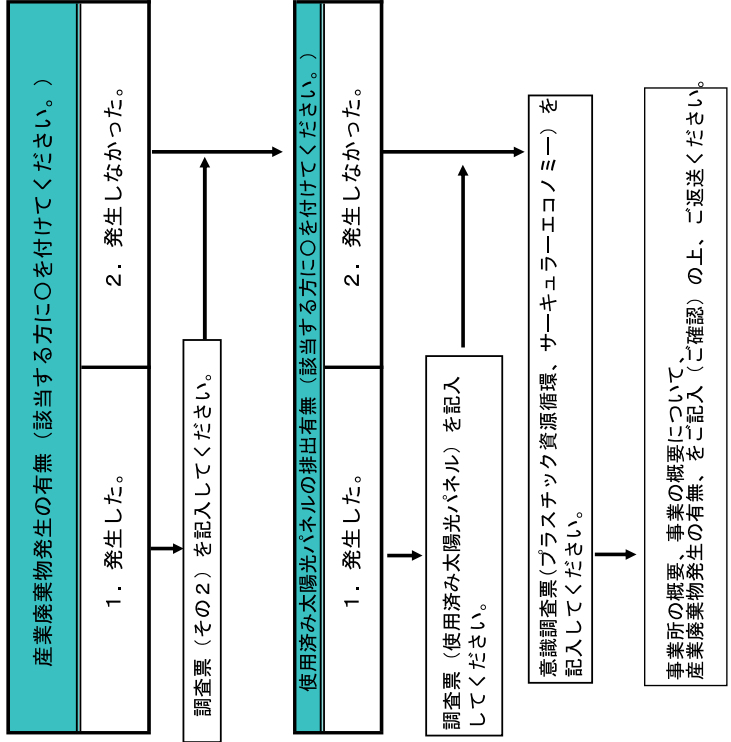
グループB

神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その1)

対象事業者（自然科学研究所・医療・福祉業）

調査票番号		
※この欄は記入しないでください。		
区分	地域	業種
		備考

事業所の概要		主な診療科目（医療機関のみ）	
事業所名			
所在地			
代表者氏名	記入者 <small>ふりがな</small> (部署、氏名)		
記入年月日	令和 年 月 日	電話番号	- -
事業の概要		病床数（医療機関のみ）	
従業員数	人	病床数	床
事業所の現在の従業員数(パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入してください。 (令和6年4月1日現在)		貴事業所の病床数を記入してください。 (令和6年4月1日現在)	







## 選択リスト1

### 1. 特別管理産業廃棄物

種 類	分類番号	具 体 例
感染性産業廃棄物	8098	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等
揮発性廃油	0318	揮発油類（ガソリン、灯油、軽油、トルエン、キシレン、エーテル）
強酸性廃液	0408	水素イオン濃度指数〔pH〕が2.0以下の廃液
強アルカリ性廃液	0508	水素イオン濃度指数〔pH〕が12.5以上の廃液
特定有害汚泥	0219	特定有害物質を含む汚泥
特定有害廃油	0319	特定有害物質を含む廃油
特定有害廃酸	0409	特定有害物質を含む酸性廃液
特定有害廃アルカリ	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃棄物ばいじん	1609	特定有害物質を含むばいじん
廃石綿等	1308	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材
特定有害廃水銀等	2103	特定施設において生じた廃水銀等
廃PCB・PCB汚染物・PCB処理物	9050	高圧コンデンサー、蓄電器、高圧トランス、変圧器、低圧コンデンサー、蛍光灯の安定器、ノーカーボン紙など

### 2. 産業廃棄物

種 類	分類番号	具 体 例		
有機性汚泥	0210	検査室や実験室などの排水処理施設から発生する汚泥 (し尿を含む浄化槽汚泥は除く)		
廃油	一般廃油	鉱物油	0311	冷凍機やポンプなどの潤滑油
		動植物性油脂	0312	入院患者の給食に使った食用油（天ぷら油等）
	廃溶剤		0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	油でい		0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
	油付着物等		0350	油の滲みたウエス、油紙くず、廃吸油材
廃酸	無機性の酸性廃液		0400	ホルマリン、その他の酸性の廃液
	レントゲン写真定着廃液		0401	レントゲン写真定着廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液		0500	検査廃液、その他のアルカリ性の廃液
	レントゲン写真現像液		0501	レントゲン写真現像液
廃プラスチック類	プラスチック製品くず		0614	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず			1100	天然ゴムの器具類、ディスプレイザブルの手袋など
金属くず			1200	金属製機器器具、金属製ベット、鉄くず、その他金属製のもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず		1301	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶磁器くず		1302	ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ばいじん			1600	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト
スプリング入りのマットレス			9070	スプリング入りのマットレス
水銀含有物			2101	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、燃え殻等
水銀使用製品産業廃棄物			2102	水銀を含む照明器具、電池等

## 選択リスト2

A	焼却
B	脱水
C	天日乾燥
D	機械乾燥
E	油水分離
F	中和
G	破碎
H	分級
I	圧縮
J	溶融
K	切断
L	焼成
M	堆肥化(発酵)
N	銀回収
T	金属(鉄)回収
U	非鉄金属回収
V	濃縮
W	油化
X	メタン発酵
Z	その他

## 選択リスト3

※プラチックを再生利用した場合は、R30及びR31、R140は選択しないでください。  
 ※プラチック以外を再生利用した場合は、R80～R83は選択しないでください。

R10	鉄鋼原料
R20	非鉄金属等原材料
R30	【プラ以外】燃料(ガス化・油化等による燃料としての再生)
R31	【プラ以外】固形燃料
R41	肥料
R42	飼料
R43	土壌改良材
R50	土木・建設資材
R51	再生木材
R60	パルプ・紙原材料
R70	ガラス原材料
R80	【プラのみ】マテリアルリサイクル(プラ原料化、プラ製品化)
R81	【プラのみ】ケミカルリサイクル(原料・モノマー化、高炉還元剤、コークス炉化学原料化、ガス化・油化(RPFガス化含む)(化学原料利用として))
R82	【プラのみ】燃料化(固形燃料化(RPF化など)、セメント原・燃料化(セメント精製過程における燃料使用のみ)、ガス化・油化(燃料としての再生))
R83	【プラのみ】その他プラ再利用(焼却灰を路盤材等に再利用等)
R90	【プラ以外】セメント原材料
R100	再生油・再生溶剤
R110	中和剤
R120	単純熱回収
R130	木炭
R140	【プラ以外】その他

## 選択リスト4

S1	処理業者の処分場で直接埋立処分した(中間処理を経由しない)
S2	処理業者で直接海洋投入処分した(中間処理を経由しない)
S3	処理業者に中間処理(資源化、リサイクルを含む)を委託した
S4	廃品回収(資源)業者(専ら業者等)で処理した
Q1	自社の処分場で埋立処分した
Q2	売却できるものを自社で再利用した
Q3	売却できないものを自社で再利用した
Q4	売却(利益があった)した
Q5	自社で保管している
R1	市町村の処分場で埋立処分した
R2	市町村の清掃工場で処理した(ごみ収集に出すことも含む)
R3	市町村の清掃工場でリサイクルした
Z1	農地等の嵩上げ材として処分した
Z2	知人の所有地で処分した
Z3	農地・河川敷・山林で処分した
Z4	納入業者等に下取りしてもらった
Z5	その他

## 選択リスト5

1	再生利用・リサイクルしている。
2	埋立処分している。

グループC

神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その1)

対象事業者 (建設業)

※この欄は記入しないで下さい。

調査票番号	区分	地域	業種	階層	備考

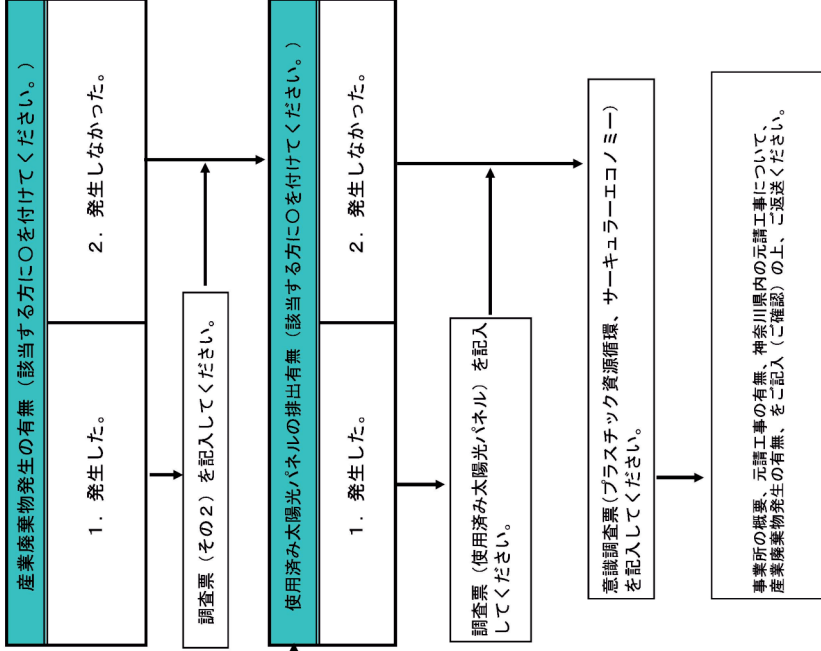
神奈川県内の「元請工事の有無」及び「産業廃棄物発生の有無」により、記入していただく内容が変わります。下記の実印に従ってご記入ください。

事業所名	元請工事の有無		県内の元請工事の有無について、該当する番号に✓を付けてください。
所在地	元請工事の有無		1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無 <input type="checkbox"/>
代表者氏名	記入者 <small>必</small> 別添 (印鑑、氏名)		
記入年月日	令和 年 月 日	電話番号	

<神奈川県内の元請工事について>

神奈川県内の元請工事のうち、その内訳の工事件数、元請完成工事高を、「1. 横浜市内」、「2. 川崎市内」、「3. 横須賀市内」、「4. 相模原市内」、「5. 横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市の4市を除く神奈川県内」に分けて記入してください。

区 分	工 事 件 数	元請完成工事高	
		直近の年間元請工事件数 (出来高工事含む) を記入してください。	年間の元請完成工事高 (出来高工事含む) を記入してください。
工場場所			
1. 横浜市内の工事	件	万円/年	万円/年
2. 川崎市内の工事	件	万円/年	万円/年
3. 横須賀市内の工事	件	万円/年	万円/年
4. 相模原市内の工事	件	万円/年	万円/年
5. 上記以外の神奈川県内の工事	件	万円/年	万円/年



# 神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その2)

対象事業者(建設業)

**【回答の流れ】**  
 STEP1：ブロック1（廃棄物の発生状況）の設問にご回答ください。  
 STEP2：自社で中間処理を行った場合はブロック2（自己処理状況）の設問にご回答ください。  
 それ以外の方はSTEP3へ進んでください。  
 STEP3：ブロック3（発生した廃棄物の処理方法）の設問にご回答ください。  
 ※行が不足する場合はシートごとコピーしてください。

⑧の回答による分類（ボックスで入力される場合、⑨を入力しなかったりその後の設問でご回答しなかったら箇所が紫色になりますので、紫色箇所に関してご回答をお願いします。）

- S1：処理業者の処分場（ボックスで入力される場合、⑨を入力しなかったりその後の設問でご回答しなかったら箇所が紫色になりますので、紫色箇所に関してご回答をお願いします。）
- S2：処理業者で中間処理（資源化、リサイクルを含む）を委託した
- S3：処理業者で中間処理（資源化、リサイクルを含む）を委託した
- S4：処理業者で中間処理（資源化、リサイクルを含む）を委託した
- Q1：自社の処分場で焼却処分した
- Q2：売却できるものを自社で再活用した
- Q3：売却できないものを自社で再活用した
- Q4：売却（売却があった）した
- Q5：自社で埋没している
- R1：再伴社の処分場で焼却処分した
- R2：再伴社の処分場で焼却処分した（ご自身業に中継含む）
- R3：再伴社の焼却工場等でリサイクルした
- Z1：農林業の農上り材として処分した
- Z2：知人の所有地で処分した
- Z3：農林・河川敷・田舎で処分した
- Z4：輸入業者等に下取りしてもらった
- Z5：その他

ブロック1 (廃棄物の発生状況)									
説明	①廃棄物の名称	②廃棄物の分類番号	③廃棄物の発生場所(工事箇所)	④年間発生量	⑤処分方法記号			⑥処理業者の名称	⑦中間処理業者
					1 焼却	2 再資源化	3 その他		
					1 焼却	2 再資源化	3 その他	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

ブロック2 (自己処理状況)									
説明	①廃棄物の発生場所(工事箇所)	②年間発生量	③処分方法記号			④処理業者の名称	⑤中間処理業者	⑥処理業者が有価物の買付	⑦中間処理業者
			1 焼却	2 再資源化	3 その他				
			1 焼却	2 再資源化	3 その他	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

ブロック3 (発生した廃棄物の処理方法)									
説明	①処理・処分方法	②処分方法記号	③処分場の名称	④処理・処分方法の名称	⑤処理業者の名称	⑥処理業者が有価物の買付	⑦中間処理業者	⑧処理業者が有価物の買付	⑨処理業者の名称
						【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。	【処理】選択リストより該当するものの名称を入力してください。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

# 神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その2)

対象事業者 (建設業)

**記入例**

⑧の回答による分類(エクセルで入力される場合、⑦を入力しただけでその後の段階で回答しなくてもよい)で、黄色箇所に関してご回答をお願いします。

- S 1 : 処理業者の処分場や処理場を指定した(中間処理を伴わない)
- S 2 : 処理業者が最終処分場に入荷した(中間処理を伴わない)
- S 3 : 処理業者が最終処分場(最終処分場)にリサイクルを委託した
- S 4 : 処理業者が最終処分場(最終処分場)に委託した(委託先を指定しない)
- Q 1 : 処理業者が最終処分場(最終処分場)に委託した(委託先を指定しない)
- Q 2 : 処理業者が最終処分場(最終処分場)に委託した(委託先を指定しない)
- Q 3 : 処理業者が最終処分場(最終処分場)に委託した(委託先を指定しない)
- Q 4 : 処理業者が最終処分場(最終処分場)に委託した(委託先を指定しない)
- Q 5 : 処理業者が最終処分場(最終処分場)に委託した(委託先を指定しない)
- R 1 : 市町村の最終処分場を指定した(ご処理に出すことも含む)
- R 2 : 市町村の最終処分場を指定した(ご処理に出すことも含む)
- Z 1 : 処理業者の最終処分場(最終処分場)にリサイクルした
- Z 2 : 処理業者の最終処分場(最終処分場)にリサイクルした
- Z 3 : 処理業者の最終処分場(最終処分場)にリサイクルした
- Z 4 : 処理業者の最終処分場(最終処分場)にリサイクルした
- Z 5 : その他

ブロック1 (廃棄物の発生状況)				ブロック2 (自己処理状況)				ブロック3 (発生した廃棄物の処理方法)					
説明	① 廃棄物の名称	② 廃棄物の分類番号	③ 発生場所(事業者)	④ 発生量(単位)	⑤ 処理業者の名称		⑥ 処理方法	⑦ 処理業者	⑧ 処理方法	⑨ 処理業者	⑩ 処理方法	⑪ 処理業者	⑫ 処理方法
					処理業者	処理業者							
事例：A	鉄くず	1201	川崎市	20 t	川崎市	川崎市	自由処分	川崎市	自由処分	川崎市	自由処分	川崎市	自由処分
事例：B	木くず	0800	横浜市	30 t	横浜市	横浜市	自由処分	横浜市	自由処分	横浜市	自由処分	横浜市	自由処分
事例：C	プラスチック製品くず	0814	横浜市	5 t	横浜市	横浜市	自由処分	横浜市	自由処分	横浜市	自由処分	横浜市	自由処分
事例：D	無機性汚泥	0221	三浦市	600 t	三浦市	三浦市	自由処分	三浦市	自由処分	三浦市	自由処分	三浦市	自由処分
事例：E	コンクリート片	1510	相模原市	40 t	相模原市	相模原市	自由処分	相模原市	自由処分	相模原市	自由処分	相模原市	自由処分
	コンクリート片	1510	相模原市	80 t	相模原市	相模原市	自由処分	相模原市	自由処分	相模原市	自由処分	相模原市	自由処分
7													
8													
9													

事例：A  
川崎市の工事現場から鉄筋くずが年間20t発生したが、すべて、川崎市の産業廃棄物処理センターに売却した。  
相手先では、鉄筋原料として再生利用していた。

事例：B  
横浜市の工事現場から、建設くずが年間に2.1車まで30t発生(すべてコンクリート)発生した。  
1台当たりの重量が1t程度であるため、重量に換算すると、30tである。  
これは、川崎市にある〇〇商店に料金を払って処理を委託した。  
これは、相手先では、最終チップ化し、燃料として再生利用している。

事例：C  
横浜市の工事現場から、建設くずが年間に2.1車まで30t発生(すべてコンクリート)発生した。  
これは、相模原市の〇〇××に処理を委託した。  
委託先では、最終チップ化し、燃料として再生利用している。

事例：D  
三浦市の工事現場からベントナイト汚泥が発生したが、すべて三浦市内で処分した。  
100t(含水率70%)であった。  
除水後の汚泥量は、計算していないので正確でないが、除水の含水率が95%であるため計算すると60tとなる。  
計算式：(100-70) × (100-95) = 60t  
これは、〇〇商店に委託して、〇〇商店で再生利用している。

事例：E  
相模原市の工事現場からコンクリートのくずが10t発生したが、12台発生した。重量に換算すると、120t程度である。  
このうち、40tは、市内の業者より処理コストが低いことから、相模原市に処分場を保有する〇〇産業(株)で埋立処分した。(埋立処分は埋立処分であるが設置しない)  
残りの80tは、相模原市に建設プラントを保有する△△産業(株)で再生利用した。△△産業では最終チップ化し、燃料として再生利用している。

選択リスト1

1. 産業廃棄物

種類	分類番号	具 体 例		
汚泥 (泥状のもの)	0210	排水処理汚泥、ピルビット汚泥(し尿を含むものは除く)		
	0221	建設廃棄物水車汚泥、ベントナイト汚泥、道管節理汚泥<埋設物除去用>		
	0230	石綿含有物除去用汚泥、高圧水洗工法等で発生する汚泥(排水処理汚泥)や「多量汚泥」等		
	0311	重油等の潤滑油、エンジンオイル、機械油、グリリス、切削油、切削油		
	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油		
	0330	アスファルト、タービッド汚泥		
	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルラップ汚泥、油性スラッジ		
	0350	油の固めたワニス、油紙くず、廃油、ケレン材、クレオソール汚泥、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス		
	0400	廃液で酸性を呈するもの		
	0500	廃液でアルカリ性を呈するもの		
	0610	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、化繊ロープ、化学繊維		
	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP繊維		
	0612	発泡スチロール(着色材を除く)、ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂		
	0613	フェノール樹脂(ベークライト)、ウレタン樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂		
	0614	ゴム(天然ゴム、合成ゴム)の破片、タイヤ(車輪)の破片、成形品、エナメルかす、ラッカーかす、廃ワニス(樹脂系のもの)、接着剤かす、電線断端材、プラスチックフィルム、ビニールフィルム、テープ		
0620	廃タイヤ			
0615	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス			
0616	合成ゴム			
0617	石綿(7ハ:1)を含むもの			
0700	印刷用紙、新聞紙			
0800	木くず、おがくず、かみくず、ハーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、保潔木、保潔材、保潔材			
0900	羊毛、綿、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート繊維			
1100	天然ゴムくず			
無機性汚泥	1201	灰かす、スクラップ(主体が鉄製の場合)、ブリキくず、トタンくず、安否缶(鉄製)		
	1202	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶		
	1203	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの		
	1301	自然電線、窓ガラス、びん類、グラスウール		
	1302	かわら、土管、陶管、タイル		
	1303	石膏ボードくず		
	1308	石膏ボード、石膏ボードくず		
	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片		
	1520	アスファルト破片		
	1530	鉄道用線路の防刺、骨材、石材、れんが、スレート、タイル		
	1538	石綿(7ハ:1)を含むもの		
	建設廃棄物	1610	コンクリート片	
		1611	アスファルト片	
		1612	レンガ破片など	
		1613	石綿(7ハ:1)を含むもの	
水銀含有物		2101	水銀含有物	
		2102	水銀使用器具	
		特別管理産業廃棄物	0318	揮発性油類(燃えやすい液体、ガソリン、灯油、軽油、トルエン、キシレン、エーテルなど)
			0408	強酸性液体
			0508	高アルカリ性液体
			0229	特別有害汚泥
			0319	特定有害物質を含む汚泥
			0409	特定有害物質を含む液体
			0509	特定有害物質を含むアルカリ性液体
			1308	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材
			2103	特定施設において生じた排水銀等
	0609		高圧PCB汚染物・PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	

種類	分類番号	具 体 例
特別管理産業廃棄物	0318	揮発性油類(燃えやすい液体、ガソリン、灯油、軽油、トルエン、キシレン、エーテルなど)
	0408	強酸性液体
	0508	高アルカリ性液体
	0229	特別有害汚泥
	0319	特定有害物質を含む汚泥
	0409	特定有害物質を含む液体
	0509	特定有害物質を含むアルカリ性液体
	1308	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材
	2103	特定施設において生じた排水銀等
	0609	高圧PCB汚染物・PCB処理物(特定有害産業廃棄物)

3. 建設工事から発生すると思われる主な廃棄物の種類

下表に廃棄物の別を示しました。

分類番号	工事の種類	主な発生廃棄物の別	名称
1201	木造家屋新築工事、改築(増築を含む)	窓か、トタン・ブリキ等加工くず	鉄くず
614		プラスチック内装材切くず、梱包材くず	廃プラスチック
1301		ガラスくず	ガラスくず
1302		陶磁器	陶磁器くず
800		木くず	木くず
700		壁紙、障子、紙、紙類などの古紙	紙くず
900		畳、じゅうたん、木綿くず、ロープ	繊維くず
1.産業廃棄物		石綿を含むビニール床タイル、石綿(7ハ:1)を含むもの	石綿(7ハ:1)を含むもの
700		木材片	木くず
800		断熱材、紙くず	繊維くず
900		畳、じゅうたん、木綿くず、繊維くず(天然繊維のもの)	繊維くず
1201		鉄等の金属破片、スクラップ	鉄くず
1538		石綿を含むビニール床タイル、レシート、サイディングボード	石綿(7ハ:1)を含むもの
221		上記以外の断熱材	無機性汚泥
1510		コンクリートハツリ、モルタルハツリくず	コンクリート片
1530	断熱材	断熱材	
1301	ガラスくず	ガラスくず	
614	プラスチック内装材くず	廃プラスチック	
1201	鉄屑、形鋼、トタン、空き缶等	鉄くず	
1510	コンクリート破片	コンクリート片	
700	セメント空袋、紙くず	紙くず	
900	畳、じゅうたん、木綿くず、ロープ、繊維くず(天然繊維のもの)	繊維くず	
1.産業廃棄物	石綿を含むビニール床タイル、レシート、サイディングボード	石綿(7ハ:1)を含むもの	
800	木材破片	木くず	
1201	鉄等の金属破片、スクラップ	鉄くず	
1510	コンクリート構築物破片	コンクリート片	
1532	その他断熱材	建設廃棄物	
1.産業廃棄物	石綿を含むビニール床タイル、レシート、サイディングボード	石綿(7ハ:1)を含むもの	
1308	断熱材	断熱材	
1201	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保	鉄くず等	
221	場所工法からの汚泥	無機性汚泥	
1301	支持工の鋼材	鉄くず	
221	泥水セメント工法からの汚泥	無機性汚泥	
1201	鋼製支保材	鉄くず	
1201	窓か(鉄製のもの)	鉄くず	
614	ビニールシート、塗料かす(固形)	廃プラスチック	
311	塗料かす(液体)	一般廃棄物	
1510	コンクリートハツリくず	コンクリート片	
1510	既存建物解体廃材	コンクリート片	
800	保潔木、保潔材	木くず	
1520	道路修繕アスファルトくず	廃アスファルト	
1510	道路修繕コンクリートくず	コンクリート片	
1510	電柱(コンクリート製)	コンクリート片	
900	電線(木製)	紙くず	
1302	ガラスくず	陶磁器くず	
614	液漏れくず	廃プラスチック	
1520	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	
1510	コンクリート管	コンクリート片	
1201	鉄等の金属破片、スクラップ	鉄くず	

選択リスト2

A	廃却
B	脱水
C	天日乾燥
D	機械乾燥
E	油水分離
F	中和
G	破砕
H	分級
I	圧縮
J	溶融
K	切断
L	焼成
M	堆肥化(発酵)
N	蒸気回収
T	金属(鉄)回収
U	非鉄金属回収
V	濃縮
W	油化
X	メタン発酵
Z	その他

選択リスト3

※プラチックを再生利用した場合は、R30及びR31、R140は選択しないでください。  
 ※プラチック以外を再生利用した場合は、R80～R83は選択しないでください。

R10	鉄鋼原料
R20	非鉄金属等原材料
R30	〔プラ以外〕燃料(ガス化・油化等による燃料としての再生)
R31	〔プラ以外〕固形燃料
R41	肥料
R42	飼料
R43	土質改良材
R50	土木・建設資材
R61	再生木材
R60	パルプ・紙原材料
R70	ガラス原材料
R80	〔プラのみ〕マテリアルサイクル(プラ原料化、プラ製品化)
R81	〔プラのみ〕ケミカルサイクル(原料・モナー化、高炉還元剤、コークス炉化学原料化、カス化・油化(RPFカスを含む)化学原料利用として)
R82	〔プラのみ〕燃料化(固形燃料化(RPF化など)、セメント原料・燃料化(セメント精製過程における燃料使用のみ)、ガス化・油化(燃料としての再生))
R83	〔プラのみ〕その他(再利用率(焼却灰を資源等に再利用等))
R90	〔プラ以外〕セメント原材料
R100	再生油・再生溶剤
R110	中和剤
R120	車輪回収
R130	木炭
R140	〔プラ以外〕その他

選択リスト4

S1	処理業者の処分場で直接埋立処分した(中間処理を経由しない)
S2	処理業者で直接海洋投棄処分した(中間処理を経由しない)
S3	処理業者に中間処理(資源化、リサイクルを含む)を委託した
S4	廃品回収(資源)業者(専ら業者等)で処理した
Q1	自社の処分場で埋立処分した
Q2	売却できるものを自社で再利用した
Q3	売却できないものを自社で再利用した
Q4	売却(利益があった)した
Q5	自社で保管している
R1	市町村の処分場で埋立処分した
R2	市町村の清掃工場(資源化)で処分した(ごみ収集に出すことも含む)
R3	市町村の清掃工場(リサイクル)した
Z1	農地等の高上げ材として処分した
Z2	知人の所有地で処分した
Z3	農地・河川敷・山林で処分した
Z4	農業者等に下取りしてもらった
Z5	その他

選択リスト5

1	再生利用・リサイクルしている。
2	埋立処分している。

グループD  
**神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その1)**  
 対象事業者（鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業）

調査票番号	
区分	地域
業種	備考

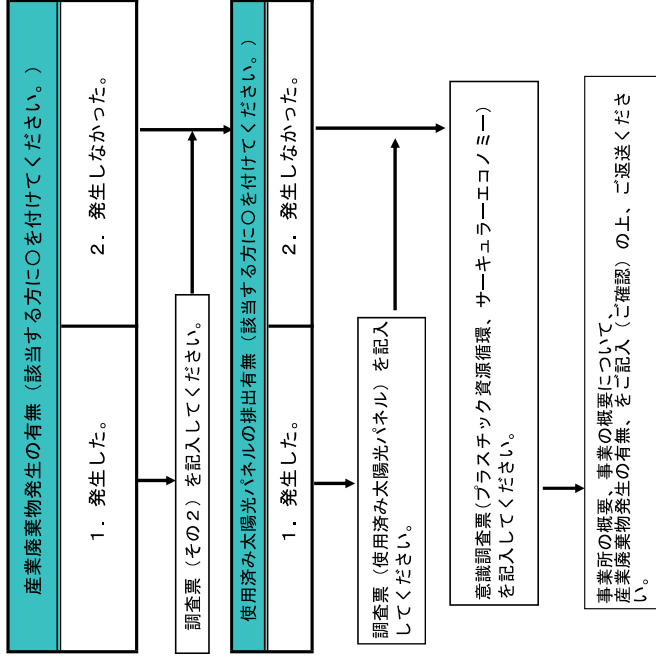
※この欄は記入しないでください。

1. 本調査の対象期間は令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の1年間です。なお、質問によって別の期間を指定する場合があります。

2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に關して以下の質問にお答えください。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。

3. 廃棄物が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、下記の「事業所の概要」「事業内容」「事業の概要」「産廃廃棄物の発生の有無」欄を記入するほか、その他の調査票（使用済み太陽光パネル、プラスチック資源循環、サーキュラーエコノミー）を記入して、返送してください。

事業所名				(具体的に)
所在地				事業内容
代表者氏名	記入者 ふりがな			(主要製品又は商品)
記入年月日	令和	年	月	日
		--	--	--
				電話番号
従業員数	車の整備等			
事業の概要	貴事業所の現在の従業員数（パート等の臨時職員及び役員等を含む）を記入してください。 (令和6年4月1日現在)			
	<input type="checkbox"/> 1. 車の整備（タイヤ、オイル交換等を含む）を事業所内で行っている。 <input type="checkbox"/> 2. 行っていない。			



# 神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その2)

対象事業者 (製造業、建設業、運輸業、運送業、通信業、情報サービス業、卸売業、小売業、サービス業、その他)

## 【回答の流れ】

- STEP 1: ブロック1 (廃棄物の発生状況) の設問にご回答ください。
- STEP 2: 自社で中間処理を行った場合はブロック2 (自己処理状況) の設問にご回答ください。それ以外の方はSTEP 3へ進んでください。
- STEP 3: ブロック3 (発生した廃棄物の処理方法) の設問にご回答ください。

※行が不足する場合はシートごとコピーしてください。

①の回答による分岐 (エクセルで入力される場合、①を入力いただくとその後の設問でご回答いただきたい箇所が着色しますので、着色箇所にご回答をお願いします。)

S 1: 処理業者の処分方法で再処理を依頼した (中間処理を委託しない)	⇒①②を回答
S 2: 処理業者で直接処理を依頼した (中間処理を委託しない)	⇒①③を回答
S 3: 処理業者に中間処理 (資源化、リサイクルを含む) を委託した	⇒①④～①⑥及び再処理している場合は①⑦を回答
S 4: 焼却回収 (資源) 業者 (専ら業者等) で処理した	⇒①⑧～①⑩を回答
Q 1: 自社の処分場で再処理した	⇒①⑪を回答
Q 2: 売却できるものを自社で再処理した	⇒①⑫を回答
Q 3: 売却できないものを自社で再処理した	⇒①⑬を回答
Q 4: 売却 (仲買があった) した	⇒①⑭を回答
Q 5: 自社で保管している	⇒①⑮を回答
R 1: 市町村の処分場で再処理した	⇒①⑯を回答
R 2: 市町村の清掃工場等で処理した (ごみ収集に出すことも含む)	⇒①⑰～①⑱及び再処理している場合は①⑲を回答
R 3: 市町村の清掃工場等でリサイクルした	⇒①⑳～①㉓を回答
Z 1: 地中埋没の土壌汚染対策として処分した	⇒①㉔～①㉖及び再処理している場合は①㉖を回答
Z 2: 土地の所有地で処分した	⇒①㉗～①㉙及び再処理している場合は①㉙を回答
Z 3: 土地、河川、湖沼、山岳等に処分した	⇒①㉚～①㉜及び再処理している場合は①㉜を回答
Z 4: 輸入業者等に下取りしてもらった	⇒①㉝を回答
Z 5: その他	⇒その他の回答内容に応じて

ブロック1 (廃棄物の発生状況)				ブロック2 (自己処理状況)				ブロック3 (発生した廃棄物の処理方法)							
説明	①廃棄物の名称	②廃棄物の数量	③年間発生量	④処分方法記号			⑤中間処理施設	⑥処理後の名称	⑦処理後の数量	⑧処理方法	⑨中間処理施設	⑩処理方法	⑪処理方法記号	⑫処理方法	⑬処理方法記号
				1次処理	2次処理	3次処理									
発生が特定される廃棄物を予め入力しており、以下の単位は記入不要です。															
1	漆油汚泥	0220													
2	漆油 (エンジンオイル)	0211													
3	漆タイヤ (文庫)	0620													
4	漆タイヤ (漆・塗料)	0620													
5	漆くず (顔料くず)	1201													
6	漆プラスチック	0614													
7	ガラスくず	1301													
8	揮発油	0218													
9	漆パントリー	9000													
10															
11															
12															
13															

# 神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その2)

対象事業者 (鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業)



②の回答による分類(エケセルでの入力が必要な場合、②を記入したくない場合は空白欄に着色しますので、着色箇所に関して回答をお願いします。)

- S1：処理業者の処分業で直接処理された(中間処理を伴わない)
  - ③④を回答
- S2：処理業者で直接処理投入処分した(中間処理を伴わない)
  - ③④を回答
- S3：処理業者で中間処理(焼却化、リサイクルを含む)を委託した
  - ③-①及び再生利用している場合は⑤を回答
- S4：処理業者で中間処理(焼却化、リサイクルを含む)を委託した
  - ③-②を回答
- S5：処理業者で中間処理(焼却化、リサイクルを含む)を委託した
  - ③-③を回答
- Q1：自社の処分場(貯蔵)業者(専ら業者等)で処理した
  - ⑤を回答
- Q2：自社の処分場で焼却処分した
  - ⑤を回答
- Q3：売却できるものを自社で再利用した
  - ⑤を回答
- Q4：売却できないものを自社で再利用した
  - ⑤⑥⑦を回答
- Q5：売却(利益があった)した
  - ⑤⑥⑦を回答
- R1：市内での処分場で焼却処分した
  - ③④を回答
- R2：市内での処分場で焼却処分した(ごみ収集に出すことも含む)
  - ③-①及び再生利用している場合は⑤を回答
- R3：市内での処分場で焼却処分した(ごみ収集に出すことも含む)
  - ③-②を回答
- Z1：農地の農上り材として処分した
  - ③-①及び再生利用している場合は⑤を回答
- Z2：人の所有地等で処分した
  - ③-①及び再生利用している場合は⑤を回答
- Z3：農地、河川敷、山林等で処分した
  - ③-①及び再生利用している場合は⑤を回答
- Z4：納入業者等に下取りしてもらった
  - ⑤を回答
- Z5：その他
  - ※その場の回答内容に記述

## ブロック1 (廃棄物の発生状況)

説明	①廃棄物の名称	②年間発生量 単位	④処分法別区分			⑤中間処理後の 量 単位
			1次処理	2次処理	3次処理	
事例：A 洗車汚泥	0220	100 t				
事例：B 機油 (エンジンオイル)	0311	0.24 kg				
事例：C 機油 (タイヤ (大型車))	0320	1200 kg				
事例：D 機油 (軽自動車)	0320	800 kg				
事例：E 機油 (トラック)	0311	3 t				
事例：F 機油 (トラック)	0311	500 kg				
事例：G 機油 (トラック)	0311	1 t				
事例：H 機油 (トラック)	0311	9000				

事例：A  
・分譲車の清掃を機油に委託している。  
・発生分として年間3tであり機油に委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。

事例：B  
・月にドラム缶1本ぐらいの機油が発生した。  
・年間の発生量を計算すると2.4tになる。  
(2000は1本×12ヶ月)  
・川崎市での機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。

事例：C  
・年間に機油が200kg発生した。  
・このうちの機油400kgは、機油の機油××  
に売却した。機油××では、機油の機油として  
再生機油に利用されている。  
・普通車用機油が600kgは機油業者にある  
×△△(機油)に処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。

## ブロック2 (自己処理状況)

説明	①廃棄物の名称	②発生量 単位	③処分法	④処分法別区分			⑤中間処理後の 量 単位
				1次処理	2次処理	3次処理	
事例：A 洗車汚泥	0220	100 t	B: 脱水				
事例：B 機油 (エンジンオイル)	0311	0.24 kg	B: 脱水				
事例：C 機油 (タイヤ (大型車))	0320	1200 kg	B: 脱水				
事例：D 機油 (軽自動車)	0320	800 kg	B: 脱水				
事例：E 機油 (トラック)	0311	500 kg	B: 脱水				
事例：F 機油 (トラック)	0311	1 t	B: 脱水				
事例：G 機油 (トラック)	0311	9000	B: 脱水				

## ブロック3 (発生した廃棄物の処理方法)

説明	①処理・処分方法	②処分法別区分			③発生量 単位	④処分場	⑤処理業者 名称	⑥処理業者 所在地	⑦中間処理後の 量 単位	⑧処理業者 番号
		1次処理	2次処理	3次処理						
事例：A 洗車汚泥	B: 脱水				100 t	神奈川県	相模原市			
事例：B 機油 (エンジンオイル)	B: 脱水				0.24 kg	神奈川県	川崎市			
事例：C 機油 (タイヤ (大型車))	B: 脱水				1200 kg	神奈川県	相模原市			
事例：D 機油 (軽自動車)	B: 脱水				800 kg	神奈川県	相模原市			
事例：E 機油 (トラック)	B: 脱水				500 kg	神奈川県	相模原市			
事例：F 機油 (トラック)	B: 脱水				1 t	神奈川県	相模原市			
事例：G 機油 (トラック)	B: 脱水				9000	神奈川県	相模原市			

事例：D  
・自動車の修理の際には鉄くずが年間3t  
発生した。  
・川崎市にある機油に委託した。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。

事例：E  
・機油の機油が年間500kg発生  
した。  
・川崎市にある機油に委託した。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。  
・機油の機油を委託して中間処理を委託している。

事例：F  
・ガラスくずが年間1t発生し、県内の業  
者より処理コストが低いことから、機油  
にある機油に処理を委託した。  
(機油は機油業者に委託したが、記載し  
ない)  
・機油の機油に処理を委託した。  
・機油の機油に処理を委託した。  
・機油の機油に処理を委託した。

選択リスト1

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種類	分類番号	具体例
汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥	製紙汚泥、活性汚泥(糸割汚泥)、ビルビット汚泥(屎を含むものは除く)、紫色廃水処理汚泥、クローニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースター菌培養液、その他泥状を呈する有機性産業廃棄物
	下水汚泥	下水汚泥
無機性汚泥	0211	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研削汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、草葎廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、廃ソートプラスト、廃サンドブラスト(染料かす等を含むもの)、炭酸石灰、赤泥、ガラス研削汚泥、その他泥状を呈する無機性産業廃棄物
	建設汚泥	建設高含水汚泥、ペントナイト汚泥
上水汚泥	0222	上水汚泥
	0230	石綿(アスベスト)を含むもの
一般廃棄物	0311	エンジンオイル、機油、グリリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、潤滑油、原油、大豆油、魚油、醤油、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	0312	動物性油脂
廃油	0320	アルコール類、ケトン、洗淨油
	0330	アスファルト、ターピッチ類、ハロゲン化炭素、固形脂肪酸、クレヨン、バスタルタンクドラッグ、オイルラッシュ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
油付着物等	0340	油のしみたフェース、油紙くず、塵埃油材、塵アール材、クレオソール廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス
	0350	塩酸、硫酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルホアミン酸、ケイフッ酸、酸塩基洗浄液、エッチング廃液、着色性廃液(漂白液せき工程、着色工程)、クロメート廃液
無機性の酸性廃液	0400	写真定着廃液
	0401	写真定着廃液
有機性の酸性廃液	0402	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵液、アミノ酸発酵液
	0500	アルカリ性洗淨液、洗ひん用洗剤、石炭酸液、腐食液、アルカリ性メッキ液、ドロマイト、硫酸、紫色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(ナップ蒸餾液)、脂質廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ液
写真相像廃液	0501	写真相像廃液
	0610	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維
合成繊維	0611	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP廃物
	0612	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
熱可塑性樹脂	0613	フェノール樹脂(ベークライト)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂
	0614	塗料かす(固形)、エナメルかす、ライカールかす、廃ポリマー、廃ニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電線皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管
プラスチック製品くず	0620	廃タイヤ
	0621	プラスチックくず、ライニングくず、面陰ラテックス
合成ゴム	0615	タイヤ
	0616	農業用合成ゴム
農業用プラスチック	0638	石綿(アスベスト)を含むもの
	0700	印刷用紙、製紙くず、段ボール
紙くず	0800	木くず、おがくず、かんばくず、バーンくず、パルプ類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類
	0801	防塵・防虫木材、薬液処理木材、OGA処理木材
繊維くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの)
	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰の不良品、乳製品
動物性残さ	1002	精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	1100	コムグズ、エボライトくず、コム手袋、コムチューブ、コム派くず
植物性残さ	1201	鉄くず
	1202	鋼線、鋼くず、アルミくず
金属くず	1203	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶
	1301	自社にて分別を行なかつたものや分別不可能なもの
ガラスくず	1302	白熱電球、窓ガラス、びん類、ガラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	1303	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
陶磁器くず	1304	石綿(アスベスト)を含むもの
	1338	石綿スレート、石綿セメントサイディングボード
砂	1401	珪砂、サンドブラスト粉(塗料かす等を含むものを除く)
	1402	高炉灰、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さ、いんぐ、ボラノ、ドロ、カブリ
銲さい	1403	不良銲石、ボタ、粉塵かす、銲じん、破石くず

種類	分類番号	具体例
破片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	1520	アスファルトコンクリートの破片
新築、レンガ破片など	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
	1538	石綿スレート、石綿セメントサイディングボード
建設混合廃棄物	1532	工事現場内及び自社にて分別を行なかつたものや分別不可能なもの
	1003	土着場から生ずる敷着に係る固形状の不潔物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不潔物
動物のふん尿	1800	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとり、うさぎ、馬のふん尿
	1900	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
動植物の死体	1600	集じん器捕集ダスト、煙道・煙突・冷却器に付着堆積したす
	0100	石炭酸、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンガなど
燃え殻	0101	《注意》可燃ごみを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等の発生時の種類として記入してください。
	0101	廃活性炭、廃カーボン
産業廃棄物を処分するために処理したものの(産業廃棄物処理法施行令第2条13号)	2000	有害汚泥のコンクリート固型化合物
	9010	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
シレックス	2101	水銀を15mg/kgを超えて含む汚泥、廃酸、廃アルカリ、新さい、ばいじん、燃え殻等
	9040	水素イオン濃度指数(pH)12.0以下の廃液
水銀含有物	0508	水素イオン濃度指数(pH)12.3以上の廃アルカリ
	8098	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液等が付着した綿糸、メス、試験管、シリンジ、ガラスくず等、血液等が付着した試験管、手術用手袋等、病原微生物に感染した試験管、検査等に用いられたもの(試験管、シリンジ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等
特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
	0219	特定有害物質を含む有機性汚泥
特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む無機性汚泥
	0319	特定有害物質を含む廃油
特定有害廃油	0409	特定有害物質を含む油性廃液
	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃アルカリ	1308	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
	1409	特定有害物質を含む新さい
特定有害新さい	1609	特定有害物質を含むばいじん
	2103	特定施設において生じた廃水銀等
特定有害水銀等	9050	PCBを含む産業廃棄物
	9050	PCBを含む産業廃棄物

2. 特別管理産業廃棄物

種類	分類番号	具体例
揮発性廃液	0318	燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、トルエン、キシレン、エーテル
	0408	水素イオン濃度指数(pH)12.0以下の廃液
強アルカリ性廃液	0508	水素イオン濃度指数(pH)12.3以上の廃アルカリ
	8098	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液等が付着した綿糸、メス、試験管、シリンジ、ガラスくず等、血液等が付着した試験管、手術用手袋等、病原微生物に感染した試験管、検査等に用いられたもの(試験管、シリンジ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等
特定有害燃え殻	0109	特定有害物質を含む焼却灰
	0219	特定有害物質を含む有機性汚泥
特定有害無機性汚泥	0229	特定有害物質を含む無機性汚泥
	0319	特定有害物質を含む廃油
特定有害廃油	0409	特定有害物質を含む油性廃液
	0509	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
特定有害廃アルカリ	1308	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
	1409	特定有害物質を含む新さい
特定有害新さい	1609	特定有害物質を含むばいじん
	2103	特定施設において生じた廃水銀等
特定有害水銀等	9050	PCBを含む産業廃棄物
	9050	PCBを含む産業廃棄物

選択リスト2

A	廃却
B	脱油
C	天日乾燥
D	機械乾燥
E	油水分離
F	中和
G	破砕
H	分級
I	圧縮
J	溶融
K	切断
L	焼成
M	堆肥化(発酵)
N	蒸気回収
T	金属(鉄)回収
U	非鉄金属回収
V	濃縮
W	油化
X	メタン発酵
Z	その他

選択リスト3

※プラチックを再生利用した場合は、R30及びR31、R140は選択しないでください。  
 ※プラチック以外を再生利用した場合は、R80～R83は選択しないでください。

R10	鉄鋼原料
R20	非鉄金属等原材料
R30	【プラ以外】燃料(ガス化・油化等による燃料としての再生)
R31	【プラ以外】固形燃料
R41	肥料
R42	飼料
R43	土質改良材
R50	土木・建設資材
R61	再生木材
R60	パルプ・紙原材料
R70	ガラス原材料
R80	【プラのみ】マテリアルサイクル(プラ原料化、クラ製品化)
R81	【プラのみ】ケミカルサイクル(原料・モナー化、高炉還元剤、コークス炉化学原料化、ガス化・油化(RPFガスを含む)化学原料利用として)
R82	【プラのみ】燃料化(固形燃料化(RPF化など)、セメント原料・燃料化(セメント精製過程における燃料使用のみ)、ガス化・油化(燃料としての再生))
R83	【プラのみ】その他(再利用率(焼却灰を資源等に再利用等))
R90	【プラ以外】セメント原材料
R100	再生油・再生溶剤
R110	中和剤
R120	車線回収
R130	木炭
R140	【プラ以外】その他

選択リスト4

S1	処理業者の処分場で直接埋立処分した(中間処理を経由しない)
S2	処理業者で直接海洋投棄処分した(中間処理を経由しない)
S3	処理業者に中間処理(資源化、リサイクルを含む)を委託した
S4	廃品回収(資源)業者(専ら業者等)で処理した
Q1	自社の処分場で埋立処分した
Q2	売却できるものを自社で再利用した
Q3	売却できないものを自社で再利用した
Q4	売却(利益があった)した
Q5	自社で保管している
R1	市町村の処分場で埋立処分した
R2	市町村の清掃工場(資源化)で処分した(ごみ収集に出すことも含む)
R3	市町村の清掃工場(リサイクル)した
Z1	農地等の高上げ材として処分した
Z2	知人の所有地で処分した
Z3	農地・河川敷・山林で処分した
Z4	農業者等に下取りしてもらった
Z5	その他

選択リスト5

1	再生利用・リサイクルしている。
2	埋立処分している。

グループE

神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その1)

対象事業者 (と畜場業)

調査票番号	
※この欄は記入しないでください。	
区分	地域
業種	業種
備考	備考

事業所の概要	事業内容 (具体的に)  (主要製品又は商品)
事業所名	
所在地	
代表者氏名	記入者 <small>ふりがな</small> (部署、氏名)
記入年月日	令和 年 月 日 電話番号 ー ー

事業の概要	従業業者数	事業所の形態
事業所の現在の従業員数(パート等の臨時職員及び役員等を含む)を記入してください。 (令和6年4月1日現在)		事業所の形態に対する番号に/を付けてください。 <input type="checkbox"/> 1. 工場・作業所 <input type="checkbox"/> 2. 開発研究のみ <input type="checkbox"/> 3. 事務所のみ <input type="checkbox"/> 4. その他 ( )
	人	

## 神奈川県産業廃棄物総合実態調査票(その2)

対象事業者 (と畜場業)

○下記記入例を参考に、令和6年度に貴事業所で発生した動物系固形不要物について、発生及び処理・処分状況を記入してください。

### 【記入例】

不要物の種類 (具体的に記入ください)	年間発生量 (トン換算)	自己処理方法	自己中間処理後量 (トン換算)	処理・処分先又は再生利用先 の名称	処理・処分先又は再生利用先 の所在地		処分方法
					都道府県	市町村	
1 頭部・青糞などの 特定部位	150			㈱O×産業	神奈川県	〇〇市	焼却
2 内臓	90			㈱〇▽化成工場	群馬県		再生利用
3 骨・羽毛等	20	焼却	1	▲〇㈱××処分場	愛知県		埋立

自社で焼却などの中間処理をした場合のみご記入ください。

委託した事業者の名称・所在地・処分方法についてご記入ください。

### 【記入欄1】

不要物の種類 (具体的に記入ください)	年間発生量 (トン換算)	自己処理方法	自己中間処理後量 (トン換算)	処理・処分先又は再生利用先 の名称	処理・処分先又は再生利用先 の所在地		処分方法
					都道府県	市町村	
1							
2							
3							
4							
5							

○令和6年度に貴事業所で解体した家畜の頭羽数を記入してください。

### 【記入欄2】

1 鶏	
2 牛	
3 豚	
その他 4 (具体的に )	